

「金融分野における認定個人情報保護団体についての指針(案)」への意見一覧

番号	条文	質問の概要	回答
1	第2条 第3項	「情報提供の実施計画」とは具体的にはどのような計画を指すのか。構成員を対象とする研修計画と理解してよいか。	「金融分野における認定個人情報保護団体についての指針」(以下、認定指針)第2条第3項にある「情報提供の実施計画」は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、保護法)第37条第1項第2号に基づき、認定個人情報保護団体が対象事業者に対して実施する情報提供の計画を指します。この「情報提供」としては、保護法第37条第1項第1号の苦情処理業務の参考に資するため、苦情処理の方法についての情報提供の一環として、匿名化された苦情処理の事例集等を対象事業者に提供することなどが考えられるため、「情報提供の計画」としてはこうした情報提供の方法やスケジュールについて記載した計画を指すものと解されます。
2	第2条 第3項	「対象事業者に対して行う情報提供の実施計画」とは、具体的にはどのような内容のものが求められるのか。	同上
3	第4条 第1項 第五号	認定指針第4条第1項第五号の「個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等」は、認定団体として構成員に対してのひな型となる基本方針、取扱規程等のひな型を示せという意味でしょうか。構成員たる個人情報取扱事業者は、実務指針に基づき自ら基本方針や取扱規程等を既に策定しているはずですが、さらにひな型を策定せよという主旨でしょうか。	認定指針第4条第1項第五号は、認定個人情報保護団体が個人情報取扱事業者に関する苦情処理等の過程で個人情報を取り扱うことから、認定個人情報保護団体自らが安全管理に係る体制を整備しているかを確認するために求めるものであり、対象事業者に対する基本方針や取扱規程等に関するひな型の整備とは異なるものです。なお、本項目が認定個人情報保護団体の体制整備の確認を求めるものであることを明確化するため、認定指針第2条第4項の定義を『「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」(平成17年1月金融庁告示第1号。以下「実務指針」という。)]の「I(1)個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備」に基づき、認定個人情報保護団体が自らの個人データの取扱いについて策定した基本方針・取扱規程等をいう。』と修正致しました。
4	第4条 第2項 第六号	取り扱う苦情の範囲とは、具体的にどのように定めればよろしいでしょうか。	認定指針第4条第2項第六号の「取り扱う苦情の範囲」は、認定個人情報保護団体が保護法第37条第1項第1号に規定する苦情の処理の対象とする範囲を明記することを求めています。具体的には、①当該認定個人情報保護団体に苦情処理を求めることのできる申立人の範囲、②取り扱う苦情の対象となりうる事業者の範囲、③取り扱う苦情の対象となる行為等の範囲、を明確化することが必要となります。

「金融分野における認定個人情報保護団体についての指針(案)」への意見一覧

番号	条文	質問の概要	回答
5	第4条 第2項 第七号	苦情処理に関する費用とは具体的に何を指しますか。また、費用分担とは、構成員との間での費用分担を指しているのでしょうか。	認定指針第4条第2項第七号の「苦情処理に関する費用分担に関する事項」は、苦情の申立人が負担することとなる費用の範囲を記載することを求めています。 なお、認定個人情報保護団体において費用を負担する場合には、保護法第39条及び認定指針第7条第一号に適合することを確認するため、認定個人情報保護団体内部での費用分担に関する書類を提出することが求められます。
6	第5条 第2項 及び第9条	第1条の目的からすると、認定指針は、認定個人情報保護団体に係る認定、取り消し等の事項について定める旨が規定されているが、第5条第2項、第9条は対象事業者に対し義務を課している。認定指針全体としての整合性を確保する観点から、これらの規定は、認定個人情報保護団体に対して措置を求めるとい形式に修正すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正致しました。
7	第6条 第一号	「苦情処理」と「対象事業者に対する情報提供」を行う2つの組織が必要ということでしょうか。	認定指針第6条第一号は、保護法第37条第1項第1号から第3号の業務を適切かつ確実に実施するための知識及び能力を確認するため、これらの業務を行うための組織が存在することを要件として求めているものです。申請を行う法人(法人でない団体で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)は、これらの業務を担当する部署を組織内部に有することが求められるものであり、ご指摘のように各業務毎に別組織の設立を求めているものではありません。 なお、本項目における業務内容は保護法第37条第1項第3号に規定する業務を含むものであることから、認定指針第6条第一号及び第二号の規定を、「一 苦情処理及び対象事業者に対する情報提供等を行うための組織が存在することを明らかにする書類」、「二 苦情処理及び対象事業者に対する情報提供等を行うために必要かつ適切な人員等を整備していることを明らかにする書類」とそれぞれ修正致しました。
8	第6条 第二号	「苦情処理」と「対象事業者に対する情報提供」のそれぞれに必要なかつ適切な人員等の整備が必要ということでしょうか。また、「適切な」の要件(レベル)及び、人員等の「等」とは何を指しているかお示してください。	認定指針第6条第二号は、保護法第37条第1項第1号から第3号の業務を適切かつ確実に実施するための知識及び能力を確認するため、これらの業務を行うために必要かつ適切な人員等の整備を求めているものです。申請を行う法人(法人でない団体で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)が認定個人情報保護団体となるためには、保護法第37条第1項第1号から第3号の業務を行うことが不可欠であるため、人員等の整備はそれら全ての業務を行うに当たり必要かつ適切な水準であることが必要になるものと解されます。 具体的に整備することを求められる人員等の水準は、全ての団体において一定ではなく、対象事業者が行う業務や対象事業者の数等により異なるものであるため、個別の申請毎に審査することとなります。 なお、「人員等」の「等」には、苦情処理や対象事業者に対する情報の提供を行うための設備などが含まれるものと解されます。

「金融分野における認定個人情報保護団体についての指針(案)」への意見一覧

番号	条文	質問の概要	回答
9	第6条 第二号	<p>「必要かつ適切な人員等」とは、具体的にどの程度の陣容が求められるのか、組織の規模によっては、他の業務との兼務も許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>認定指針第6条第二号において具体的に整備することを求められる人員等の水準は、全ての団体において一定ではなく、対象事業者が行う業務や対象事業者の数等により異なるものであるため、個別の申請毎に審査することとなります。なお、業務を担当する人員が他の業務を兼務することについては、担当する業務内容や全体の陣容によりその適否を個別に判断されることとなりますが、兼務であることにより一概に排除されるものではありません。</p>
10	第6条 第三号	<p>「公正な第三者」とは具体的にどのような立場の者を指しているのでしょうか。また、組織的にどのような位置付けにすればよろしいでしょうか。</p>	<p>認定指針第6条第三号では、認定個人情報保護団体が「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日 閣議決定)において「公正な第三者としての立場から国民の期待にこたえられるよう、人材の養成・確保を含む体制を整備することが求められる。」ことをに対応する規定であり、「個別の苦情処理」及び「苦情処理を行うための組織運営」についてそれぞれ公正な第三者の意見を踏まえることができる体制の整備が必要と解されます。具体的には、「個別の苦情処理」においては弁護士や学者等の学識経験者による外部の意見を聴取する制度の整備が必要と解されるほか、「苦情処理を行うための組織運営」においては認定個人情報保護団体の業務執行の状況を監査する役員もしくは監事等において少なくとも1名は対象事業者以外の者から選任することが必要と解されます。</p>
11	第6条 第三号	<p>「公正な第三者の意見を踏まえることができる体制」と規定されているが、「公正な第三者」とは、具体的にはどのような者を指すのか確認したい。</p>	<p>同上</p>
12	第7条 第一号	<p>認定指針第7条では「事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類」に関する要件が規定されているが、「一 認定に係る業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること」は具体的にどのような要件が求められているのか。また、「相当な期間」とは具体的にどのくらいの期間を示しているのか。</p>	<p>認定指針第7条第一号における「一 認定に係る業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること」に関しては、認定後5営業年度における申請を行う法人(法人でない団体で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)のキャッシュフローの見込みが、認定個人情報保護団体における財産の著しい毀損等を発生させ、保護法第37条第1項各号に定める業務の実行を不能とするものでないことを審査することと致します。</p>